

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 8 号

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市介護保険条例施行規則（平成12年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第6号様式（表）を次のように改める。

第 6 号様式

(表)

押 印 欄

介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書

新規 更新 要介護状態・要支援状態区分変更 転入による

該当するものにレ印を付けてください。

(宛先) 川崎市 区長 次のとおり申請します。

申請者（認定を受けようとする方）	個人番号											申請日	年 月 日			
	被保険者番号															
	フリガナ											生年月日	年 月 日			
	氏 名											性 別	男 ・ 女			
	住 所	〒										電話番号 ()				
	代 理 人 (代理人が申請する場合のみ記入してください。)	氏 名											本人との関係			
		住 所	〒										電話番号 ()			
	申請時の	要介護状態区分等	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5													
		有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで													
	変更申請の理由		現在要介護認定・要支援認定を受けている方で、要介護状態・要支援状態区分の変更申請をする方のみ記入してください。													
	過去6月間の入所・入院状況	あり	1	名 称								期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
			所在地	介護老人福祉施設 老人保健施設 介護医療院 その他												
		なし	2	名 称								期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
			所在地	介護老人福祉施設 老人保健施設 介護医療院 その他												
		なし	3	名 称								期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
所在地			介護老人福祉施設 老人保健施設 介護医療院 その他													
主治医	医療機関名									最後に受診した月	年 月	次回受診予定	月 日			
	所在地	〒										電話番号 ()				
	診療科									科	医師名					
特定疾病名	第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の方のみ記入してください。															

介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、主治医意見書、川崎市が提供を受けた介護サービス計画及び介護予防サービス計画並びに居宅サービス事業者又は介護保険施設の関係人が取得した心身の状況等の情報を、川崎市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設、介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者の関係人、介護予防・日常生活支援総合事業を行う者、主治医意見書に係る医師又は認定調査に従事した調査員に提示する（地域支援事業として介護情報基盤経由で電子的に行う場合を含む。）ことに同意します。

認定更新申請から30日以内に更新の認定がされない場合でも、現在の認定の有効期間内に認定の結果が通知されるのであれば、認定延期通知の省略に同意します。

本人氏名

第13号様式（表）中「（自署できない場合は記名押印してください。）」
を削る。

第17号様式中

「

居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼（変更）する事業者が居宅介護（介護予防）支援の提供にあたり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該事業者に必要な範囲で提供することに同意します。 年 月 日 本人氏名 (自署できない場合は記名押印してください。)
--

」

を

「

居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼（変更）する事業者が居宅介護（介護予防）支援等の提供にあたり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該事業者に必要な範囲で提供することに同意します。 年 月 日 本人氏名

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
。